

# 合併協議会だより

5月27日、第16回合併協議会を朝地町で開催

新市の名称は次の3点から選定。

- ・大野川（おおのがわ）市
- ・豊野（とよの）市
- ・豊後大野（ぶんごおおの）市

(50音順)

農業委員会委員の定数及び任期の取り扱い

- ・新市を区域とした農業委員会を一つ設置。
- ・公選による委員の定数は30人。
- ・選出方法については、合併後選挙区制を導入。
- ・選挙区の定数については、おおむね選挙人の数に比例して算出。



2004

第15号

平成16年6月

# 第16回合併協議会

継続協議は、「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」、「広報広聴事業の取扱い(その2)」、「病院・診療所の取扱い」、「建設事業の取扱い(その3)」、「議員の定数及び任期の取扱い(その2)」の5協定項目の協議が行われましたが、このうち「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」を除く4項目は一部の自治体で協議時間が必要のことから、継続協議となりました。

報告事項として「新市名候補選定小委員会報告」が小野幸義小委員会委員長から報告がありました。



あいさつをする羽田野昭太郎朝地町長

## <確認された協定項目内容>

### 協定項目第7号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

提案内容の1、2及び3の上段は前回第15回協議会で確認されましたが、3の「ただし、…」以降が均等割の算出根拠が不明との意見等により継続となりました。しかし、農業委員会等に関する法律第10条の2第3項「選挙区を設定した場合、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。」とあります。つまり、選挙人の数によることとなります。条例を制定する時期において選挙人の数を正確には把握することは容易でないことから「おおむね」という文言になっています。今回修正提案し、確認されました。

また、附則として、選挙区の設定にあたっては、その区域内の農地面積が500ヘクタール以上となるか、または基準農業者数が600人以上である条件があります。

(第15回協議会で確認済)

- 1 新市において、大野郡5町2村を区域とした農業委員会を一つ設置する。
- 2 農業委員会の公選による委員の定数については、30名とする。
- 3 農業委員会委員の選出方法については、合併後選挙区制を導入する。

(今回(第16回)協議会で確認)

ただし、選挙区の定数については、おおむね選挙人の数に比例して算出されたものとする。

## <継続協議となった協定項目内容>

### 協定項目第28-2号

#### 広報広聴事業の取扱い(その2)について

(提案内容)

情報通信関係事業の取扱いについて

- (1) ホームページについては、合併時に統一し、新市において開設する。
- (2) オフトーク、ケーブルテレビについては、新市に引き継ぐ。ただし、事業及び内容については、新市において調整する。
- (3) 電光掲示板については、新市に引き継ぐ。

### 協定項目第35号

#### 病院・診療所の取扱いについて

(提案内容)

公立おがた総合病院及び清川村国民健康保険直営診療所については、「公立医療施設総合検討専門委員会」の検討結果を踏まえ、合併までに調整する。

### 協定項目第44-3号

#### 建設事業の取扱い(その3)について

1 土地開発公社の取扱いについて

- (1) 土地開発公社については、新市においても存続させるものとする。ただし、詳細については、三重町・大野町の公社理事会の協議結果を尊重し、合併までに調整する。

### 協定項目第6-2号

#### 議員の定数及び任期の取扱い(その2)について

継続協議となっていました定数特例適用期間の議員定数については、関係町村長が調整案を作成することが承認され、次回協議会で提案することになりました。

(確認済)

- ①設置選挙(合併後はじめて行われる選挙をいう)後の新市の議員定数は26とする。
- ②設置選挙に特例措置を適用する。
- ③特例措置は、定数特例とする。
- ④設置選挙において選挙区を設置する(継続協議)
- ⑤定数特例適用期間の議員定数を何人にするか。また、選挙区(旧町村)ごとの定数を何人にするか。
- ⑥新市の議員報酬のあり方をどのように考えるか。



## 協議会での協議状況

### 確認された協定項目

協定番号	協定項目	提案日	確認日	協議結果	協定項目の数	案件数
1	合併の方式	15. 3. 26	15. 4. 24	対等合併	1	1
2	合併の期日	15. 3. 26	15. 4. 24	H.17.3.31	2	2
3	新市の名称 (その1)	15. 3. 26	15. 4. 24	小委員会を設置	3	3
	新市の名称 (その2)	16. 1. 15	16. 1. 15	応募要領		4
4	新市の事務所の位置	15. 3. 26	15.12. 25	場所は三重町 (広報第6号に掲載)	4	5
5	財産の取扱い	15.12. 25	16. 2. 26	広報第9号に掲載	5	6
6	議員の定数及び任期の取扱い (その1)	15. 4. 24	15.12. 25	小委員会を設置	6	7
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	16. 4. 8	16. 5. 27	広報第15号に掲載	7	8
8	地方税の取扱い	15.12. 9	15.12. 25	広報第6号に掲載	8	9
9	一般職の職員の身分の取扱い	15.12. 9	15.12. 25	広報第6号に掲載	9	10
12	特別職の身分の取扱い	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	10	11
13	条例・規則等の取扱い	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	11	12
14	事務組織及び機構の取扱い	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	12	13
15	一部事務組合等の取扱い (その1)	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	13	14
16	使用料・手数料等の取扱い (その1)	16. 3. 25	16. 4. 8	広報第12号に掲載	14	15
	使用料・手数料等の取扱い (その2)	16. 4. 8	16. 4. 22	広報第13号に掲載		16
17	公共的団体等の取扱い (その1)	16. 3. 25	16. 4. 8	広報第12号に掲載	15	17
	公共的団体等の取扱い (その2)	16. 4. 8	16. 4. 22	広報第13号に掲載		18
18	補助金・交付金等の取扱い (その1)	16. 3. 25	16. 4. 8	広報第12号に掲載	16	19
	補助金・交付金等の取扱い (その2)	16. 4. 8	16. 4. 22	広報第13号に掲載		20
19	町名・字名の取扱い	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	17	21
20	慣行の取扱い	15. 4. 24	15.12. 25	広報第6号に掲載	18	22
21	行政区の取扱い	16. 1. 15	16. 1. 29	広報第7号に掲載	19	23
22	男女共同参画の取扱い	15. 5. 26	15.12. 25	広報第6号に掲載	20	24
23	電算システムの取扱い	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	21	25
24	国民健康保険事業の取扱い	15.12. 25	16. 1. 29	広報第7号に掲載	22	26
25	介護保険事業の取扱い	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	23	27
26	消防防災事業の取扱い	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	24	28
27	交流事業の取扱い	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載	25	29
28	広報・広聴事業の取扱い (その1)	16. 2. 12	16. 2. 26	広報第9号に掲載	26	30
29	交通対策事業の取扱い	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	27	31
30	衛生事業の取扱い	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	28	32
31	障害者福祉事業の取扱い	16. 2. 12	16. 2. 26	広報第9号に掲載	29	33
32	高齢者福祉事業の取扱い	16. 3. 25	16. 4. 8	広報第12号に掲載	30	34
33	児童福祉事業の取扱い	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載	31	35
34	人権教育・同和対策事業の取扱い	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載	32	36
36	保育事業の取扱い	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載	33	37
37	生活保護事業の取扱い	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載	34	38
38	その他の福祉事業の取扱い	16. 3. 25	16. 4. 8	広報第12号に掲載	35	39
39	健康づくり事業の取扱い	16. 2. 12	16. 2. 26	広報第9号に掲載	36	40
40	環境対策事業の取扱い	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	37	41
41	農林水産事業の取扱い (その1)	16. 3. 25	16. 4. 8	広報第12号に掲載	38	42
	農林水産事業の取扱い (その2)	16. 4. 8	16. 4. 22	広報第13号に掲載		43
42	商工観光事業の取扱い (その1)	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載	39	44
	商工観光事業の取扱い (その2)	16. 4. 8	16. 4. 22	広報第13号に掲載		45
43	勤労者・消費者事業の取扱い	16. 4. 8	16. 4. 22	広報第13号に掲載	40	46
44	建設事業の取扱い (その1)	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	41	47
	建設事業の取扱い (その2)	16. 4. 8	16. 4. 22	広報第13号に掲載		48
45	上下水道事業の取扱い (その1)	16. 2. 12	16. 2. 26	広報第9号に掲載	42	49
	上下水道事業の取扱い (その2)	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載		50
46	学校教育事業の取扱い (その1)	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	43	51
	学校教育事業の取扱い (その2)	16. 1. 15	16. 1. 29	広報第7号に掲載		52
	学校教育事業の取扱い (その3)	16. 3. 25	16. 4. 8	広報第12号に掲載		53
47	文化振興事業の取扱い	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載	44	54
48	社会教育事業の取扱い (その1)	16. 1. 15	16. 1. 29	広報第7号に掲載	45	55
	社会教育事業の取扱い (その2)	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載		56
49	社会福祉協議会の取扱い (その1)	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	46	57
	社会福祉協議会の取扱い (その2)	16. 4. 8	16. 4. 22	広報第13号に掲載		58
50	地籍調査事業の取扱い	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	47	59
51	定住促進事業の取扱い	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	48	60
52	その他の事業の取扱い (その1)	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	49	61
	その他の事業の取扱い (その2)	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載		62

### 継続協議及び今後提案する協定項目

協定番号	協定項目	提案済み	提案予定	協定項目の数	案件数
3	新市の名称 (その3)	5/27 小委員会報告・提案			63
6	議員の定数及び任期の取扱い (その2)	4/22 小委員会報告・5/13提案 (継続協議)			64
10	地域審議会の取扱い		6/24	50	65
11	新市建設計画 (案)	5/13		51	66
15	一部事務組合等の取扱い (その2)		6/24		67
19	町名・字名の取扱い (住居表記の統一)		6/24		68
28	広報・広聴事業の取扱い (その2)	4/8 (継続協議)			69
35	病院・診療所の取扱い	4/8 (継続協議)		52	70
44	建設事業の取扱い (その3)	4/22 (継続協議)			71

## ＜新市名候補選定小委員会の報告＞

新市名称候補選定委員会は、昨年4月24日の第3回の協議会で承認・設置され、協議会再開後の昨年12月に第1回目の会議を開催して以来、計6回の会議を重ねてまいりました。この間、2月1日から3月31日まで新市名の募集を行い、計2,501点、878種類の応募をいただきました。住民の皆様をはじめ、多くの方々に応募いただきましたことにつきまして、心から感謝とお礼を申し上げます。新市の名称はまさしく新市の象徴であることから、候補の選定にあたりましては、選考基準に基づき、未来に輝き、そして市民に親しまれる名称を厳正かつ慎重に選考してまいった所存です。選考の過程といたしましては、第1次選定として委員1人10点以内、計63点（種類としては39点）、さらに第2次選定として委員1人5点以内、計33点（種類としては9点）までに絞り込みを行い、最終的に本日発表します3点を候補として選定することといたしました。

### 候補の選定結果

(1) 新市名候補選定小委員会は、次の3点を候補として報告いたします。（50音順）

- 大野川（おおのがわ）市
- 豊野（とよの）市
- 豊後大野（ぶんごおおの）市

(2) 選定の理由

#### ■大野川市（応募数1位）

豊かな自然に恵まれた新市。母なる大野川はその象徴である。大野川は、大野郡5町2村すべての町村にわたって雄大と流れている。その雄大な姿ときれいな水（九州内2年連続水質1位）は、市民にとっての生活や産業面等の日常的な恩恵に止まらず、郷愁ややすらぎ等の「いやし」までも与えてくれる。「大野川市」は、まさに大野郡5町2村合併後の新市にふさわしい名称の一つである。

#### ■豊野市（応募数8位）

豊かな自然に恵まれ、大野郡5町2村の合併により誕生する新市。「豊野市」は、豊かな大野郡5町2村を意味し、新たな出発、新市の発展という観点から新市にふさわしい名称の一つである。

#### ■豊後大野市（応募数2位）

古くから「豊後」といわれていたこの地域。そして、「大野」という地名も古くからあった。歴史があってこそ現在の豊後大野郡5町2村がある。歴史を築き上げてきた先人に感謝し、畏敬の念をもってこの地域をさらに発展させていくことが新市（我々）の責務である。「豊後大野市」は、新市誕生という新たな歴史の出発点として新市にふさわしい名称の一つである。

## ＜提案された協定項目＞

新市名称候補選定委員会の報告を受けまして、今回「新市の名称(その3)」が提案されました。提案された項目は関係町村で候補名の3点に順位をつけ、次回第17回協議会（6月24日・大野町中央公民館）で協議がされます。決定されない場合は候補名の中から2点に絞り、第18回協議会で協議されます。

### 協定項目第3-3号 新市の名称（その3）について

新市の名称を次の候補の中から選定する。

○大野川（おおのがわ）市 ○豊野（とよの）市 ○豊後大野（ぶんごおおの）市

### 合併協議会・幹事会・小委員会・専門委員会は公開しています

今後の開催予定は下記のとおりとなっています。なお、都合により日程を変更することがありますので、傍聴される方は合併協議会事務局にご確認のうえお越しください。また、小委員会と専門委員会の開催日程は、事前に合併協議会事務局又は合併関係町村役場の窓口へお問い合わせください。

これらの会議の開催日程は、協議会のホームページにてお知らせしています。

#### 協議会の予定

- 第17回協議会 ▶ 6月24日（木）午後1時30分  
場所／大野町中央公民館大集会室
- 第18回協議会 ▶ 7月8日（木）午後1時30分  
場所／千歳村中央公民館ホール
- 第19回協議会 ▶ 7月22日（木）午後1時30分  
場所／犬飼町中央公民館大集会室

#### 幹事会の予定

- 第17回幹事会 ▶ 6月17日（木）午後1時30分  
場所／大原総合体育館研修室
- 第18回幹事会 ▶ 7月1日（木）午後1時30分  
場所／大原総合体育館研修室
- 第19回幹事会 ▶ 7月15日（木）午後1時30分  
場所／大原総合体育館研修室

### 編集・発行／大野郡5町2村合併協議会

〒879-7152 大分県大野郡三重町大字百枝1086番地の35（大原総合体育館内）  
ホームページアドレス <http://www.ohnogun-gappei.jp> Eメール [info@ohnogun-gappei.jp](mailto:info@ohnogun-gappei.jp)  
TEL 0974-26-4139 FAX 0974-26-4148